

第四十九回国会 商工委員会議録 第一号

本国会召集日(昭和四十年七月二十二日(木曜日))
(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

Table with 2 columns: 委員長 (内田 常雄君), 理事 (浦野 幸男君, 田中 龍夫君, 板川 正吾君, 中村 重光君, 稲村左近四郎君, 小笠 公昭君, 大高 康君, 神田 博君, 黒金 泰美君, 佐々木秀世君, 田中 正巳君, 中村 幸八君, 長谷川四郎君, 三原 朝雄君, 石野 久男君, 久保田 豊君, 桜井 茂尚君, 島口重次郎君, 橋 兼次郎君, 麻生 良方君), 出席委員 (小川 平二君, 中川 俊思君, 加賀田 進君, 遠藤 三郎君, 小沢 辰男君, 海部 俊樹君, 菅野和太郎君, 小宮山重四郎君, 田中 榮一君, 田中 六助君, 二階堂 進君, 古川 丈吉君, 早稲田柳若高君, 大村 邦夫君, 五島 虎雄君, 沢田 政治君, 田中 武夫君, 山崎 始男君, 山下 榮二君).

昭和四十年七月三十一日(土曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

Table with 2 columns: 委員長代理理事 (小川 平二君), 理事 (浦野 幸男君, 田中 龍夫君, 板川 正吾君, 海部 俊樹君, 佐々木秀世君, 中村 幸八君), 出席委員 (田中 榮一君, 中川 俊思君, 中村 重光君, 神田 博君, 田中 正巳君, 古川 丈吉君).

三原 朝雄君 石野 久男君
五島 虎雄君 沢田 政治君
田中 武夫君 麻生 良方君
山下 榮二君

出席政府委員
公正取引委員会 佐久門虎雄君
総理事務官 竹中喜満太君
(公正取引委員 会事務局長)
経済企画政務次 官 鴨田 宗一君
通産産業政務 次官 進藤 一馬君
専 門 員 渡辺 一俊君

七月三十日
委員大高康君辞任につき、その補欠として始関伊平君が議長の指名で委員に選任された。
同日
理事小平久雄君六月三日委員辞任につき、その補欠として始関伊平君が理事に当選した。

七月二十二日
消費者基本法案(春日一幸君外一名提出、第四十六回国会案第一号)
官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(松平忠久君外二十八名提出、第四十

六回国会案第二五号)
中小企業組織法案(松平忠久君外二十八名提出、第四十六回国会案第二六号)
中小企業者の事業分野の確保に関する法律案(田中武夫君外十四名提出、第四十八回国会案法第一六号)
電気工業業を営む者の営業所の登録等に関する法律案(海部俊樹君外六名提出、第四十八回国会案法第三三三号)
電気工業業及び電気工事士法案(麻生良方君外一名提出、第四十八回国会案法第三四四号)
鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四十六回国会案法第五三三号)
同日二十六日
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
理事の辞任及び補欠選任
国政調査承認要求に関する件
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
通産産業の基本施策に関する件
経済総合計画に関する件
○小川(平)委員長代理 これより会議を開きます。
委員長所用のため出席いたしかねるとのことでありますので、委員長の指名によりまして、本日は私が委員長の職務を行ないます。
国政調査承認要求の件についておはかりいたします。
理事会において協議のとおり、今国会における当委員会の活動を円滑ならしめるため、従前どおり議長に国政調査の承認要求をいたしたいと存じます。

まず調査する事項といたしましては、
一、通産産業の基本施策に関する事項
二、経済総合計画に関する事項
三、公益事業に関する事項
四、鉱工業に関する事項
五、商業に関する事項
六、通産に関する事項
七、中小企業に関する事項
八、特許に関する事項
九、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項
十、鉱業と一般公益との調整等に関する事項
以上十項目といたし、調査目的といたしましては、
一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため
二、通産産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する計画樹立のため
とし、承認要求をいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○小川(平)委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
○小川(平)委員長代理 理事の辞任及び補欠選任の件についておはかりいたします。
理事田中龍夫君から理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○小川(平)委員長代理 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

次に、理事でありました小平久雄君がさきに委員を辞任され、またた田中龍夫君が理事を辞任されましたに伴い、理事に欠員を生じましたので、その補欠選任を行なうのでありますが、従来の慣例によつて、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川(平)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、始関伊平君、田中榮一君を理事に指名いたします。

○小川(平)委員長代理 三木通商産業大臣より、通商産業の基本施策について所信を承ることにいたします。三木通商産業大臣。

○三木通商産業大臣 去る六月通商産業大臣に就任いたしました。御承知のとおり現在わが国の経済情勢は、きわめて困難な事態に立ち至つております。私も就任以来の重大さを痛感いたして、今後とも全力をあげてすみやかに事態の改善をはかるよう努力いたしたいと存じますので、何とぞ各位におかれましてもよろしく御協力をたまわりたいと思ひます。

現在のところわが国の経済は、生産面の停滞、設備投資意欲の減退、株式市況の低迷、企業倒産の頻発等に見られますようにきわめて暗い状態が続いております。今後の見通しにつきましても、輸出はなお好調を続けるものと思われませんが、設備投資、個人消費の動向から見ると最終需要の見通しは明るくなく、また、四月に続く、六月の公定歩合の再々引き下げにもかかわらず、いまだ景気は、立ち直りのきざしが見えず、このまま推移した場合、望ましい経済成長の達成にも大きな障害を生ずるおそれがあると考へております。私は、わが国経済が、先進諸国に比し、高い成長ポテンシャルを持つていてと確信いたしてあります。したがつて、経済運営に対する私の基本的姿勢としては、わが国経済を縮小均衡的に持つていくのではなく、積極的に拡大均衡を目ざす方向を

とつてまいる所存であります。

すなわち、このような事態に対処するためには、長期的構造的な観点に立つて、産業体制の整備、企業の経営基盤の強化を一そう積極的に進め、産業の国際競争力を強化することが、基本であることはもちろんであります。しかし当面まず極度に落ち込んだ景気に対して緊急に手を打つ必要があります。そのための措置として、政府はさきに公共事業の早期施行、財政投融資支出の促進、公定歩合の引き下げに即応する市中金利の引き下げ及び金融の緩和等を実施してまいりましたが、このたび、さらに、四十年年度予算の一割留保の解除、財政投融資対象機関の事業の拡充等を通じ、積極的に最終需要の造出につとめていくことといたしました。

これらの施策のうち当省関係としては、開銀融資の繰り上げ、政府関係中小金融三機関の上期貸し出しワクの増加、基準利率の年三厘の引き下げ、下請代金支払いの促進等を決定するとともに、延べ払い輸出の促進、保険制度の改善、輸出金融の拡大等の輸出振興策を積極的に講ずることいたしました。

また、これらの需要喚起策と並行して、当省としては供給サイドから市況の下げどめを緊急に講ずるため、今後とも必要に応じて生産面の調整につき配慮する所存であります。

当面の景気対策としては以上のとおりであります。次に、長期的観点から、今後のわが国の経済の発展をはかつていくための通商産業政策の四つの重点を申し上げたいと存じます。

今後の通商産業政策の重点の第一は、中小企業問題であると考えております。中小企業対策は何よりもその近代化、合理化のための指導、助成等を手厚く実施することが重要であると考へております。私は、このような姿勢を基本として、財政、金融、税制等各般にわたり中小企業対策の拡充をはかつてまいりますが、特に小規模企業に対する対策には特段の配慮をいたしたいと考へております。重点の第二は、輸出の振興であります。

最近、とみに、きびささと複雑さを増してきた国際環境の中にあつて、わが国経済の安定した成長を確保していくためには、輸出の一そうの振興が必要であり、これを、今後のわが国経済政策の基本とすべきものと考へております。

このため、輸出秩序の確立、輸出金融の強化等に一段と力を注ぎ、輸出体制の整備をはかるよう所要の対策を強力に推進するとともに、先進国に対する対外経済交渉の推進、発展途上にある国に對する経済協力力の推進等を通じて、貿易の拡大につとめてまいります。

また、対共産圏貿易については、世界の大きな流れに沿つて、イデオロギーにとらわれることなく、積極的に拡大の方向で取り組んでいきたいと考えております。

重点の第三は、産業の国際競争力の強化であります。

すなわち、本格的な開放経済体制に対処するため産業の基盤を強化、拡充するとともに、企業の体質を改善し、産業の国際競争力を強化することが必要であります。

このため、従来からの路線に沿つて産業体制の整備、自己資本の充実をはかるよう、資金、税制面から所要の対策を講じてまいりますが、特に、産業技術の振興対策及び公害対策をも含めて産業の立地環境の整備に配慮してまいりたい所存であります。

最後の第四点は、保安対策の拡充強化であります。

最近、数次にわたる炭鉱の大災害をはじめとする各種の災害の発生を見ましたが、このことはまことに遺憾のきわみであり、失われた多数の人命に対して深く哀悼の意を表する次第であります。政府としては、人間尊重の基本理念に立脚し、今後かかる大災害を繰り返さないという決意をもって現在の保安体制を一そう整備し、かかる災害の防止に万全を期する所存でございます。

○小川(平)委員長代理 次に、経済企画庁長官から、経済総合計画についての所信を承ることにいたします。藤山経済企画庁長官。

○藤山経済企画庁長官 去る六月経済企画庁長官に就任いたしました。重大な時期でございますので、皆さまとともに、また、皆さまの御支援によつてこの難局を切り抜けてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしく御支援を賜りたいと思ひます。最近におきます経済情勢を見ますと、輸出が引き続き顕著な拡大を示しております反面、国内の経済動向は停滞を続け、容易に回復のきざしを見せられていません。すなわち、需給バランスの改善がおくられて商品市況も好転の様子が見られず、企業の経営状況も悪化を続けております。また、倒産件数はなお高水準にあり、株式市況も依然、低迷から脱し得ないなど経済各分野に深刻な様相が続いております。

このような状況に対処いたしまして、景気の浮揚力を補強するため、政府は、先般来、公共事業費等財政支出の繰り上げ、財政投融資の早期実施、輸出振興策の拡充等各種の施策を総合的に講じてまいりましたが、同時に、公定歩合の再引き下げをはじめとする金融緩和の諸措置がとられてきました。さらに、去る七月二十七日の経済政策会議におきまして、財政投融資事業の拡充、政府関係中小金融三機関の金利引き下げなどの施策を決定し、景気の早期回復をはかることといたいたしました。今後とも、情勢の推移を見守り、機を失することなく必要な措置を実行に移して、現下の不況を克服する決意でございます。

今回の不況は、金融引き締めの影響に加えて、一部業種における設備の過剰、企業間信用の異常な膨張など経済成長の過程における不均衡がもたらす各種の要因がからみ合ひ、問題を複雑化し、不況の様相を深刻化しております。しかし、過度に事態を悲観することは避けなければなりません。問題を正當に評価していかねばなりません。問題に正當に評価していかねばなりません。問題に正當に評価していかねばなりません。問題は、当面必要な投資意欲までも抑えて景気回復の

契機を失わせることになりましょう。この際、国際競争力をつちかう等わが国産業の近代化高度化のために重要な投資についての企業の積極的態度が強く望まれます。このため、政府といたしましては、特に、長期減税構想を策定するとともに、公債発行の準備を進める等、長期的観点に立って、経済を安定成長路線に乗せるようつとめることといたしております。

私は、日本経済が本格的にはすぐれた発展力を有しており、政府、民間相協力してこの局面に当たるならば、やがて、不況を克服し、堅実な発展をたどることを確信いたしておりますのでございます。次に、消費者物価の問題について申し上げます。

物価の安定は、国民生活面における最も重要な問題でございます。したがって、今日当面の不況の克服に努めるにいたしましても、消費者物価の問題はゆるがせにし得ない問題でございます。

政府といたしましては、強い決意をもって消費者物価を一段と安定化の方向に努めるよう努力してまいります。特に、農業、中小企業等生産性の低い部門の生産性を引き上げるとともに、流通機構の合理化、労働力の流動化などの構造対策に力を注ぐことが基本的に重要であると考へるのでございます。

公共料金問題につきましては、特に国民生活に影響するところが大きく、また、その上昇は他の諸物価の上昇の誘因ともなりますので、これを極力低位にとどめるよう、一そう経営合理化につとめてコスト増加要因を吸収するよう措置いたしましたことと存じております。

なお、経済の二重構造からくる格差を解消しながら物価を長期的に安定させていくため、国民経済全体が生み出す生産性向上の成果を適正に配分するという観点から、生産性の高い部門においては、その成果を価格の引き下げにも充て、広く消費者にも配分されることを期待する次第でございます。

次に、国民生活行政の推進について申し上げます。

近年におけるわが国の経済力の充実に伴い、国民の生活水準が全体として顕著に向上してきたことは事実であります。その個々の生活内容についてみますと、多くの立ちおくれた面を残しており、各種の不均衡が目立つようになってきていることは否定することができません。このため、経済成長と国民福祉の向上とが調和的に結合するよう経済開発と社会開発とを均衡的に進め、国民の生活面における各種の不均衡を除いていくことが強く望まれております。

このような要請にこたえるため、さる六月、経済企画庁に国民生活局が新設されましたが、経済発展段階に応じた調和のとれた国民生活のビジョンを策定するとともに、消費者保護と日常生活の改善に関する行政を積極的に推進し、さらに、さきに述べました物価安定政策を推進してまいります。

最後に、地域開発について申し上げます。今日わが国におきましては、地域開発の促進は、経済社会の均衡ある発展をはかり、豊かな生活と美しい国土をつくりあげる上に、最も重要な課題でございます。

地方の開発の中核となる新産業都市建設促進法及び工業整備特別地域整備促進法につきましては、これに基づき各地方の建設整備基本計画はすでに承認され、また、これに関連して地方財政を援助するための特例法も制定されており、今年度よりその本格的な建設整備と取り組んでまいることといたしております。また、このような拠点開発の波及的効果を受けにくい地域につきましては、離島振興法、山村振興法等による各種の施策を積極的に推進してまいり所存でございます。

なお、経済の発展と人口の増加に伴い、水資源の量的確保及び質的保全の必要性はますます高まっておりますので、重要水系を中心として積極的に水資源の開発を推進するとともに、河川等における汚濁防止のために一そうの努力を傾注して

まいる考えてございます。

以上、経済企画庁の主要な施策について申し上げ述べた次第でございます。わが国経済の安定した発展と国民生活の向上のため、今後とも一そうの努力を傾注する所存でございます。(拍手)

○安井国務大臣 総務長官を仰せつかりました安井でございます。

今後いろいろとお世話になることが多いと存じます。よろしくお願いいたします。

○小川(平)委員長代理 去る二十六日付託になりました内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたし、総理府総務長官から趣旨の説明を聴取することにいたしました。総理府総務長官安井謙君。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項及び第十三條第三項中「一億円」を「五億円」に改める。

第三十五條の六第一項中「札幌地方事務所」の下に「仙台地方事務所」を加える。

第三十五條の八中「二百六十六人」を「二百七十七人」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における会社規模の拡大に伴い、会社の株式保有及び役員兼任の制限に関する規定を整備す

るとともに、公正取引委員会の事務局に地方支部局として仙台地方事務所を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○安井国務大臣 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本改正案は、最近における会社規模の拡大に伴い、会社の株式保有及び役員兼任に関する規定を整備するとともに、公正取引委員会の事務局の機構を拡充し、定員を増加しようとするものであり、その内容は、第一に、金融業以外の事業を営む国内の会社で、その総資産が一億円をこえるものについて、株式所有報告書の提出義務を課しているのを、総資産五億円をこえるものに改め、第二に、会社の役員または従業員が、その会社と競争関係にある国内の会社の役員を兼ねた場合、これらの会社のうちいずれか一つの会社の総資産が一億円をこえるとき、役員兼任の届け出の義務を課しているのを、総資産五億円をこえるときに改め、第三に、公正取引委員会事務局の地方支分部局として新たに仙台地方事務所を設置し、第四に、公正取引委員会事務局の定員二百六十六人を二百七十七人に改めようとするものであります。

これらは、経済の進展に伴う会社規模の拡大に対応して、中小規模の企業について、株式所有報告書等の提出義務を課することの煩を避けるためと、第四十六回国会において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律を成立させた際に、公正取引委員会の業務の重要性の趣旨を尊重し、公正取引委員会の業務の重要性にかんがみ、公正取引委員会の事務局の機構を拡充整備することにより、物価対策、中小企業対策、消費者行政等の充実をはかろうとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○小川(平)委員長代理 以上で趣旨の説明を終わりました。

本案についての質疑は、次回に譲ることといたします。



○小川(平)委員長代理 この際、新たに御就任になりました通商産業政務次官進藤一馬君を御紹介いたします。

○進藤政府委員 このたび通商産業省の政務次官になりました進藤一馬でございます。

皆さまの御指導と御支援によりまして、職責を果たしたいと思っております。何とぞよろしくお願いたします。(拍手)

○小川(平)委員長代理 続いて、経済企画庁政務次官鴨田宗一君を御紹介いたします。

○鴨田政府委員 今回、経済企画の政務次官に就任いたしました鴨田でございます。よろしく御指導をお願いいたします。(拍手)

○小川(平)委員長代理 次会は、公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十二分散会